高圧ガス販売計画書

１　販売の目的

|  |  |
| --- | --- |
| 販売の目的 |  |
| 販売する地域 |  |

２ 販売する高圧ガスの種類（液化石油ガスのみを販売する場合は不要）

別紙１のとおり

３　販売の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売の形態 | 小売　卸売　卸小売　その他（　　　　　　　　） | |
| 容器による販売　　　伝票による販売  冷媒ガスの補充　　　冷凍設備内の高圧ガス  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 運搬の方法 |  | |
| 高圧ガスの仕入先 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 周知させるべきガス | □溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス、酸素又は  液化石油ガス  □在宅酸素療法用の液化酸素  □スクーバダイビング等呼吸用の空気等  □燃料用の液化石油ガス  周知させるための書面の様式は別添のとおり | |
| 保安台帳の様式 | 別添のとおり | |
| 帳簿の様式 | 別添のとおり | |
| 従業員に対する  保安教育 | ・１年に１回以上、販売するガスに応じた保安教育を実施する。 | |
| 販売先に対する保安  指導の実施の方法 | ・消費先の高圧ガス使用状況を年１回以上点検すると  　ともに、高圧ガス保安法、高圧ガスの安全な取扱方  　法等の保安指導を実施する。  ・高圧ガス保安法に基づき、消費先に対して高圧ガス  　による災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知  　させる。 | |

４ 販売の方法に係る技術上の基準

一般則第４０条（圧縮天然ガスに係るものを除く。）＝★

液石則第４１条＝■

冷凍則第２７条＝●

⑴　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。(★■●)

⑵　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、

しわ等がなく、かつ、ガスが漏えいしていないものをもって行います。(★■●)

　⑶　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じかつ、粗暴な取扱いをしません。(●)

　⑷　充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第４８条第１項第５号の期間を６月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもって行います。(■)

　⑸　液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次の掲げる基準に適合していることを確認した後に行います。(■)

　　　イ　充てん容器等（内容積が２０リットル以上のものに限る。）には、当該容器を置く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置きます。(■)

ロ　充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じます。(■)

ハ　充てん容器等は、常に温度４０度以下に保ちます。(■)

ニ　充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じます。(■)

ホ　充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が２．６メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び１．６メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けます。(■)

ヘ　配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては２．６メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあっては０．８メガパスカル（調整器に接続する長さ０．３メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあっては、２メートル）未満のものにあっては、０．２メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用します。(■)

ト　硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けます又は継手を用いることにより確実に行います。(■)

　⑹　配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。(■)

５　販売所に併設する容器置場

|  |  |
| --- | --- |
| 容器置場の有無 | 有　　無 |
| 最大貯蔵量 | ｍ３（詳細は別紙２計算書のとおり） |

６　貯蔵に係る技術上の基準（容器置場を設置する場合に限る。）

一般則第１８条第１項第２号＝★

液石則第１９条第１項第２号＝■

冷凍則第２０条＝●

　⑴　可燃性ガスの貯蔵は、通風の良い場所で行います。(★■)

　⑵　充塡容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に貯蔵します。(★■)

　⑶　可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に貯蔵します。(★■)

　⑷　容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。(★■)

　⑸　容器置場の周囲２メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気を除く。）(★■)

　⑹　充てん容器等は、常に温度４０℃以下に保ちます。(★■)

　⑺　充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じます。(★■)

　⑻　可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えません。(★■)

　⑼　貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしません。(■)

　⑽　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じかつ、粗暴な取扱いをしません。(●)

７　販売主任者の選任（選任が必要な場合のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 氏　　　　　　名 | 免状の種類 |
| 販売主任者 |  |  |

注：高圧ガス保安法第28条に基づき、省令で定めるガスを販売する場合は販売主任者の選任が必要です。